



ふれあいネットワーク情報

《令和3年12月15日 発行：郡山市》(要回覧 **お知らせ**)

1 町内会等行政連絡謝礼金を入金します

「町内会長等行政連絡謝礼金」を指定の口座に入金しますので、お知らせします。

入金日 12月20日(月)

※ ご報告いただいた世帯数に応じ、次の金額を入金します。

・49世帯以下	15,000円	・200～499世帯	24,000円
・50～99世帯	18,000円	・500～799世帯	27,000円
・100～199世帯	21,000円	・800世帯以上	30,000円

【問合せ先】 市民・NPO活動推進課 ☎ 924-3471

2 郡山消防署からのお知らせ

◆ 住宅用火災警報器の点検について

年末の大掃除の機会を利用して、住宅用火災警報器の点検や清掃を行いましょう。

～ 住宅用火災警報器の点検方法 ～

- ◆ 住宅用火災警報器はホコリなどが付着すると感知しづらくなるため、定期的に布などで乾拭きを行いましょう。
- ◆ ボタンを押して（ひもを引くタイプもあります。）、音がならない場合は、電池切れや本体が故障している可能性がありますので、電池や住宅用火災警報器の交換を行いましょう。
- ◆ 住宅用火災警報器の寿命は約10年です。10年以上経過すると内部の電子部品が劣化している恐れもあるため、新しいものへ交換しましょう。

◆ 「トラッキング現象」にご注意ください

「トラッキング現象」とは、長い間差し込んだままの電源プラグなどに付着したホコリが空気中の水分を吸収することで漏電し、発火する現象のことです。

年末の大掃除をする際などに、家具の裏などホコリのたまりやすい場所を確認し、ホコリを拭き取り、火災を予防しましょう。

【問合せ先】 郡山消防署 予防係 ☎ 923-1213

3 家屋等の点検・修理の勧誘にご注意ください！

「無料で点検している」、「火災保険の申請代理をする」といった業者からの電話や訪問による勧誘を受けたという相談が多数確認されています。

必要のない勧誘はきっぱりと断り、契約や解約に関するトラブルでお困りの場合は、消費生活センター（☎ 921-0333）へご相談ください。

- ◆ 火災保険の申請代行は、高額な手数料が発生しトラブルになる場合もあります。保険に関することは、ご自身が加入している保険会社へ確認しましょう。
- ◆ 訪問販売・電話勧誘の場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば「クーリング・オフ制度」により契約取消ができます。

【問合せ先】 消費生活センター ☎ 921-0333

4 特定健診・各種がん検診を受診しましょう

特定健診・各種がん検診の受診がまだお済みでない方は、令和4年1月31日までに受診しましょう。

※予約については、受付状況が異なるため、受診を希望する市内医療機関へ直接お問い合わせください。

※特定健診は通院中の方も受診できます。年に1回は必ず受診しましょう。

【問合せ先】 特定健診に関すること 国民健康保険課 ☎ 924-2582
各種検診に関すること 保健所健康づくり課 ☎ 924-2900

◆次回の配信について

ふれあいネットワークの次回の配信は、令和4年1月4日（火）を予定しております。（掲載記事がない場合はお休みとする場合がありますので御了承ください。）



セーフコミュニティ国際認証都市 郡山
国内15番目・世界391番目

【編集／発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。